

鏡野町健康づくり条例の概要

第1条（目的） 町民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現

第2条（定義） (1)健康づくり：食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯など生活習慣を改善し、心や身体
の状況を、よりよくすること
(2)地域団体：町内の地域住民の自主組織や公共的団体など
(3)事業者：町内で事業を行う者
(4)保健医療関係者：町内で保健・医療に関する職務従事者

第3条（基本理念）

町民一人ひとりが健康への意識を高め、
自らの問題として主体的に健康づくりに取り組む

町、町民、地域団体、事業者は、協働して
健康づくりを推進し、社会全体で支援していく
体制づくりを進めていく

第4条

（町民の役割）

- 健康づくりの知識と理解を深める。
- 健康診断や検診等を受ける。
- 家庭、地域、職場、学校での健康づくり活動に参加する。

第5条

（町の責務）

- 健康づくりに関する施策を総合的、計画的に推進する。
- 町内の施設等を積極的に活用する。
- 町民、団体等関係者の意見を反映させ連携に努める。

第6条

（地域団体の役割）

- 地域の特色を生かした運動や活動に積極的に取り組むように努める。
- 各機関が行う健康づくりの取組に協力する。

第7条

（事業者の役割）

- 事業所の従事者の受動喫煙の防止、健康診断や検診等の受診促進、職場環境の整備に努める。
- 健康づくりの推進に協力する。

第8条

（保健医療関係者の役割）

- 良質かつ適正な保健医療サービスを提供する。
- 町が実施する施策に協力する。
- 健康づくりに関する普及啓発に努める。

相互の連携協働

第9条（計画の策定）

- 町は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する基本方針、目標、施策等に関する計画を策定する。
- 健康づくり計画の公表

●健康づくり推進協議会

健康づくり推進協議会の意見を聴き、町民、地域団体、事業者、保健医療関係者の意見を反映させる。

第10条（重点的配慮事項）

①健全な食生活の知識の普及

②運動習慣の普及・運動環境の創造

③心の状態をより良く保つための支援の充実

④喫煙の健康被害の啓発と禁煙支援・受動喫煙の防止

⑤歯・口腔の健康に関する知識の普及

⑥健康診断や検診等の受診率の向上・保健指導実施率の向上

第11条（町民、地域団体、事業者、保健医療関係者との協働の機会）

- 健康づくりに関して、意見交換をする機会、学習する機会を設ける。

第12条（地域団体、事業者、保健医療関係者に対する支援）

- 必要に応じて財政的支援を行う。

第13条（活動の公表）

- 健康づくりの推進に関する活動に有益かつ先駆的な役割を果たすものについて公表し顕彰する。

第14条（委任）

- この条例のほか、必要な事項は町長が別に定める